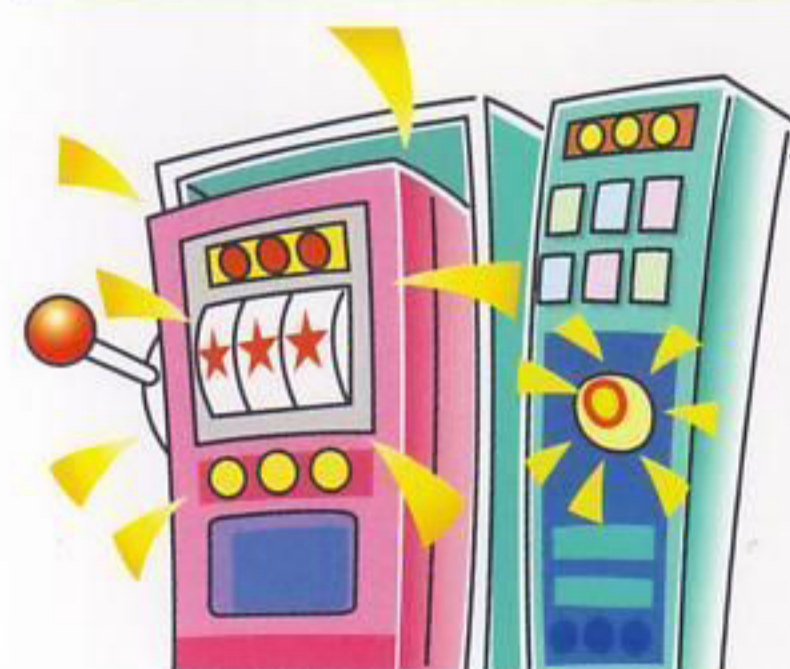


遊技機 譲渡担保ローン



遊技機購入プラン

遊技場経営の方へ

遊技機のご購入を検討の方へ、九州幸銀のローンのご紹介です。ご購入の遊技機に譲渡担保を設定してのローンとなります。



名称	九州幸銀信用組合 遊技機譲渡担保ローン		
融資対象	遊技場を経営する法人・個人 但し、九州幸銀信用組合の組合員の方が対象となります。(新たに組合員となる方を含みます) 組合員資格は九州幸銀の営業区域である福岡県・熊本県・大分県・佐賀県のいずれかで事業を行う方、もしくは住所を有する方が対象となります。 但し遊技業において資本金5000万円超、または従業員100名超の法人などは、組合員対象外となる場合があります。詳しくは九州幸銀窓口へお尋ね下さい。	ご返済	ご融資の実行に際し、お客様振出の約束手形を徴収させていただきます。 約束手形は、当組合の試算する返済予定表に基づく毎月の返済金額をそれぞれの額面とし、返済回数分の手形を当初にすべて徴収させていただき、この手形の決済によって毎月の返済を履行していただくものです。
資金使途	原則として、パチンコ台・スロット台などの新台の遊技機購入資金	担保	原則として購入する遊技機などについて譲渡担保契約を行なわせていただきます(その際に確定日付など諸費用が発生する場合があります)。担保契約した遊技機には当組合所定の用紙を貼付します。 売却などにより譲渡担保契約中の遊技機の担保解除を行う際、残債務は原則として一括返済していただきます。また担保遊技機の移動に際しては、条件が付される場合があります。 内容によって別途担保のご提供をお願いする場合があります。
貸出方法	証書貸付による毎月支払方式とします。返済は元金均等返済・元利金均等返済のいずれかを選択することができます。	審査	ご融資に際しては九州幸銀所定の審査手続きがあります。審査により融資金額、期間、その他諸条件が設定される場合があります。またご希望に添えない場合もありますのでご了承下さい。
貸出額	お一人様について、上限1億円までとします。	その他	返済試算表や説明書などは店頭でご用意しています。上記の条件外でも融資を検討できるケースもありますのでお気軽にご相談下さい。
貸出期間	最長1年以内とします。	ご注意	期間中においても予告なく金利その他の条件など変更する場合があります。また取扱いを中止することがあります。詳細については、九州幸銀の各店窓口へお尋ね下さい。
貸出金利	年 5.00%		
保証人	原則、代表者のみ(但し、審査状況により、他の保証人を必要とする場合があります)		
手数料	条件変更や繰上げ返済などに際し、手数料が発生する場合があります。 詳しくは窓口にお尋ね下さい。		

店舗のご案内

〈福岡地区〉

■本店営業部
福岡市博多区博多駅南2丁目2-12
TEL 092-441-8888

〈熊本地区〉

■熊本支店
熊本市中央区細工町4丁目-30-1
TEL 096-355-6161

■東福岡支店
福岡市東区箱崎4丁目5-19
TEL 092-641-1223

■熊本県庁通り支店
熊本市中央区神水1丁目2番12号
TEL 096-381-6767

■北九州支店
北九州市小倉北区香春口2丁目7-22
TEL 093-941-8888

〈大分地区〉

■大分支店
大分市頃田町2-2-30
TEL 097-532-7334

■飯塚支店
飯塚市新飯塚12-16
TEL 0948-22-7007

〈佐賀地区〉

■佐賀支店
佐賀市神野東2丁目1番3号
TEL 0952-32-1161



ともに築こう豊かな未来

九州幸銀信用組合

http://www.kyushukougin.co.jp